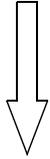


# 空き家・空き地を買いたい・借りたい方 (空き家・空き地の利用希望者)へ

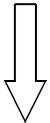
## 利用できる人



空き家等に定住又は定期的に滞在し、田子町の自然環境、生活環境等に理解を深め、よき地域住民として生活しようとする人。

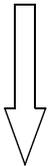
これから田子町に住宅等を建てようとする人。また、空き地を利用したい人。

## 物件情報の閲覧



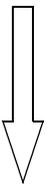
町ホームページで、空き家・空き地情報を閲覧し、条件に合う物件を探します。

## 利用の申込み



町ホームページで公開されている情報について、不明な点が等ございましたら、物件を取り扱いする宅地建物取引業者若しくは、町役場住民課までお問い合わせください。

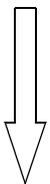
## 空き家・空き地の現地確認



空き家・空き地の現地確認を希望される方は、希望する物件を取り扱う宅地建物取引業者、若しくは相対契約希望物件は所有者に直接申込みください。

相対契約希望物件については、町から所有者の連絡先をお知らせしますので、直接所有者と調整して下さい。

## 物件の交渉



現地確認後、当該物件の交渉を希望する場合は、その旨を宅地建物取引業者に申し出てください。その後、宅地建物取引業者の仲介により、契約に向けて交渉などの手続きを進めていただきます。

相対契約希望物件については、町から所有者の連絡先をお知らせしますので、直接所有者と交渉を進めて下さい。

※物件の交渉には、町は一切関与しません。

## 契約

「たっこまち」でのくらしが始まります。

## 留意事項

●空き家・空き地の売買契約や賃貸借契約のトラブルを避けるため、宅地建物取引業者に仲介していただくことをお薦めしています。

これにより宅地建物取引業法に定められた仲介手数料が発生しますので、あらかじめご了承ください。

※仲介手数料は、売買等契約が成立した場合のみ生じます。

●仲介する宅地建物取引業者は、町に登録した「空き家・空き地バンク仲介業者」の中から事前に空き家・空き地の所有者が選んだ業者とさせていただきます。

### ■問い合わせ先

〒039-0292 田子町大字田子字天神堂平81

田子町役場 住民課子育て定住移住支援室

TEL0179-23-0678 FAX0179-32-4294